

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 3 4 号

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例（令和 6 年茅ヶ崎市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「当分の間」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間」に改め、「規定」の次
に「（満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数
に関する部分に限る。）」を加える。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある
ときは、当分の間、改正後の第 3 0 条第 2 項、第 3 2 条第 2 項、第 4 5 条第 2 項及び第
4 8 条第 2 項の規定（満 4 歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の
数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第 3 0 条第 2
項、第 3 2 条第 2 項、第 4 5 条第 2 項及び第 4 8 条第 2 項の規定（満 4 歳以上の児童に
対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の
施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。